

「三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業」の基本協定書(案)に関する質問への回答

No.	頁	別紙	条	1	(1)	項目等	質問内容	10月15日回答	10月16日以降回答
1	3		5			SPCの株主	第2項(6)について、本件事業及び付帯提案において、事業者側が導入した技術のうち、知財権の対象(新たに生じたものに限られない)になるものについては、無償かつ無期限で市又はその指示するものに許諾しなければならないとなっておりますが、基本契約により許諾とするのではなく、詳細条件も含め別途許諾契約締結とされた方がよろしいのではないのでしょうか。(基本契約書自体が許諾契約となるとその締結に際する許諾手続きが煩雑となる可能性があるため)。	原案のとおりとする。	
2	4		5	2	(6)	SPCの株主	新技術の導入において事業期間中に亘り利用料や経費の発生するものが想定されます。下記の付言をお願いします。 「ただし、本契約終了日において運営権者が第三者(運営権者の株主を含むが、これに限られない)に対して当該導入技術の利用に係る対価の支払義務を負っている場合で、当該対価の支払が当該導入技術の利用期間に応じて定期的に行われていたものである場合には、有償(市が合理的と認める範囲に限るものとし、かつ、合理的な理由のない限り運営権者が負担した金額を上限とする)かつ無期限で許諾させることで足りる。」	原案のとおりとする。	
3	4		5	2	(6)	SPCの株主	付帯事業や運営権対象施設を用いた実践等により得た知的財産権を指すものと思料しますが、「市の指定する者」を具体的に定義いただけますようお願いいたします。例えば、本事業の契約満了後に、市が再度コンセッション事業を実施し、他の民間事業者が選定され「市が指定した者」とした場合、当該民間事業者は特許料を支払うべきと思料します。	原案のとおりとする。なお、市の指定する者とは、例えば、本事業終了日翌日より、次の公共施設等運営事業が開始される場合の次期運営権者を想定している。	
4	4		5	2	(6)	SPCの株主	本項の規定により、優先交渉権者が過度の負担を負い、市又は次期運営権者が過大な利益を無償で享受することになりますので、基本的には本事業終了日をもって知的財産権の対象となる技術等の提供を終了することとし、市からの要請があった場合に必要に応じて市と運営権者で将来の利用方法を協議する旨の規定として頂けないでしょうか。別紙2第7項について同様です。	原案のとおりとする。	
5	4		5	2	(6)	SPCの株主	「無償かつ無期限で許諾する」とありますが、優先交渉権者が許諾しなければならないのは知的財産権の対象となる技術等の利用についてのみであり、当該技術等の利用に關係して必要となるその他の費用(例えば、技術の導入費用、メンテナンス料等)は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。別紙2第7項について同様です。	お見込みのとおりである。	

No.	頁	別紙	条	1	(1)	項目等	質問内容	10月15日回答	10月16日以降回答
6	4		5	2	(6)	三浦市様によるSPCの知的財産権の無償利用について	「本普通株主は、自らが保有する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、営業秘密の権利、商標権その他一切の知的財産権の対象となっている技術等が SPC により主たる事業（実施契約に定める定義による。）又は附帯提案事業に導入された場合、市及び市の指定する者に対し、実施契約終了後における運営権設定対象施設の運営のための当該導入技術の利用を、無償かつ無期限で許諾する。」という記載につきまして、ソフトウェア等でライセンス利用料に月額が発生するものやその維持費に対しては、三浦市様にて費用負担いただけるという理解であっておりますでしょうか。	後日回答する。	知的財産権を有する者が運営権者以外の第三者である場合であっても、運営権者は、その対象となる導入技術の利用を無償かつ無期限で許諾させるよう最大限努力することで足りるものとする。
7	5		7			実施契約の締結	「市は、募集要項等に定める手続きにおいて修正された実施契約書（案）の修正には、原則として応じない」とありますが、新型コロナウイルス等の想定外の感染症等により事業継続が困難となる可能性が排除できないことから、実施契約書（案）リスク分担等について将来的に協議させて頂く可能性を残したく、当該文章の削除をお願いします。	原案のとおりとする。なお、契約締結時において、募集要項等に定める手続きにおいて修正された実施契約書（案）に対する解釈の確認を行う予定である。	
8	6		9	1		実施契約の不成立	実施契約の締結に至る可能性がないと市が判断する場合、とありますが、この判断をする前に、優先交渉権者と協議を実施して下さい。一方的な決定は避けていただければと存じます。	ご意見として承る。なお、市は、優先交渉権者と契約の締結に向けての協議を行う。	
9	6		9	1	(2)	実施契約の不成立	優先交渉権者再選定に係る費用を合理的に算定し、ご請求されるの理解です。本条文は、上記の費用以外の違約金も、違約後に貴市で決定できるような表現となっています。「違約金として」は削除頂きたく存じます。	原案のとおりとする。なお、市は再選定期間における運転管理委託費等を合理的に算定し、違約金として請求することを想定している。	
10	6		9		(2)	(実施契約の不成立)第9条(2)	「市は、……優先交渉権者再選定にかかる費用について……市が合理的に算定した金額……。」となっているが、具体的にはどのような費用項目が、合理的な算定の内容となるのでしょうか。	優先交渉権者再選定に係る業務委託料及び人件費等を想定している。	
11	6		9		(3)	(実施契約の不成立)第9条(3)	「市に生じた実際の損害額」には、「優先交渉者再選定にかかる費用」以外にどのような費用が考えられるのでしょうか。	対象施設に係る維持管理費用等が考えられる。	
12	7		9	2		実施契約の不成立	第1項と比較して公平な条件としてください。貴市の責めに帰すべき事由による場合ですので、費用及び損害については貴市のご負担としてください。	原案のとおりとする。なお、市は、優先交渉権者構成員が支出した合理的な費用は市の負担となることを前提に協議を行うことを想定している。	
13	7		9	2		実施契約の不成立	市の責めに帰すべき事由により実施契約書の締結に至らなかった場合の費用負担は、市と優先交渉権者構成員の協議により決定されるとされており。この点、公平なリスク分担の観点から、合理的な範囲での市による費用負担を規定頂けないでしょうか。	原案のとおりとする。なお、市は、優先交渉権者構成員が支出した合理的な費用は市の負担となることを前提に協議を行うことを想定している。	

No.	頁	別紙	条	1	(1)	項目等	質問内容	10月15日回答	10月16日以降回答
14	7		9	3		実施契約の不成立	「運営権の設定又は実施契約の締結について市議会の議決が得られなかった場合を含む」とありますが、「いずれの責めにも帰すべからざる事由」と取り扱う前提として、市において市議会の議決を取得するため最大限の努力を行っていただける理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりである。	
15	11	別紙2			前文	株主誓約書の様式	本誓約書はほぼ基本協定書上の義務を誓約書の形式にしたものと思われ、義務の存否に疑義を生じさせないためにも誓約書の有効期間は基本協定書の終了時までとさせていただきます。	原案のとおりとする。なお、誓約書の有効期間は、各誓約事項の内容に応じるものである。	
16	12	別紙2		4		株主誓約書の様式	基本協定書第5条第2項(3)の記載と合わせて「ただし、SPCが、①当社に対して本普通株式を発行する場合又は②本完全無議決権株式を発行する場合は除く。」とさせていただきます。	基本協定書(案)を修正する。	
17	12	別紙2		7		株主誓約書の様式	新技術の導入において事業期間中に亘り利用料や経費の発生するものが想定されます。下記の付言をお願いします。 「ただし、本契約終了日において運営権者が第三者(運営権者の株主を含むが、これに限られない)に対して当該導入技術の利用に係る対価の支払義務を負っている場合で、当該対価の支払が当該導入技術の利用期間に応じて定期的に行われていたものである場合には、有償(市が合理的と認める範囲に限るものとし、かつ、合理的な理由のない限り運営権者が負担した金額を上限とする)かつ無期限で許諾させることで足りる。」	原案のとおりとする。	